

令和8年度春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供者募集要領

この要領は、限られた財源の中、市民サービスの更なる向上を目的とした、春日部市市民生活部市民課及び税務関係課が使用する窓口用封筒の無償提供者を募集するにあたり、必要な事項を定める。

1 無償提供するもの

窓口用封筒（市民の便利に供するために配置する封筒で、広告が掲載されたもの）

- ・ 広告掲載の範囲、規格等の仕様は、下記のとおりとする。

サイズ	・ ①角形6号（162 mm×229 mm） ②角形2号（240 mm×332 mm）
広告掲載面	・ 表面下部のおよそ3分の1及び裏面全面 ・ 広告枠は、無償提供者の任意とする
納入場所	・ 春日部市役所市民生活部市民課 ※角形6号の一部については、春日部市役所財務部市民税課
用紙	・ ①：70グラム/平方メートル以上であること ②：85グラム/平方メートル以上であること ・ 封入する書類等の文字が透けて判別できない程度の色調であること ・ 環境に配慮した材質であること
特記事項	・ ベロ（フラップ）付きであること
現在の使用量	①：年間90,000枚 ②：年間16,800枚 ※あくまで参考であり、この枚数の使用を確約するものではなく、また、この枚数以上の納品を要求することがある ※①の一部（12,000枚）については、税務関係課による使用量である
備考	・ 表面には、市民生活部市民課の指示した内容を掲載すること ※角形6号のうち12,000枚については、財務部市民税課の指示した内容を掲載すること ・ 広告主の名称、連絡先、電話番号を入れること ・ 「春日部市は、広告主の協賛により封筒をご提供いただくことで、封筒製作費の節減を図っています。広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。」等の表示を入れること ・ 広告の内容、デザイン、表示方法等について、事前に市民生活部市民課と協議すること

2 使用課及び配置箇所

- ・ 市民生活部市民課（中央7丁目2番地1）
- ・ 武里出張所（大枝89番地武里団地7街区4棟）
- ・ 庄和総合支所市民窓口担当（金崎893番地1）
- ・ 粕壁市民センター（粕壁6918番地1）
- ・ 内牧市民センター（内牧4398番地）
- ・ 豊春市民センター（上蛭田101番地2）
- ・ 武里市民センター（備後西1丁目13番2号）
- ・ 幸松市民センター（牛島667番地1）
- ・ 豊野市民センター（銚子口999番地）
- ・ 武里大枝市民センター（大枝89番地武里団地2街区1棟）
- ・ 庄和市民センター正風館（大倉307番地1）

※税務関係課は、財務部市民税課、資産税課及び収納管理課（中央7丁目2番地1）であり、庄和総合支所市民窓口担当及び総務担当においても税務を取扱う。

※レジ窓口に配置する。

3 使用期間

- ・ 令和8年10月1日（木）から令和9年9月30日（木）まで

4 納品期日等

・ 窓口用封筒は、数回に分けて納品するものとし、使用期間開始の1週間前に1回目の納品をすること。2回目以降の納品は、市民生活部市民課及び財務部市民税課の指示により行うものとする。

5 広告掲載の基準

・ 春日部市広告掲載要綱第3条第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる業種、事業者又は内容の広告は、窓口用封筒に掲載しない。また、無償提供者は、窓口用封筒フォーマット及び各広告掲載者の市税等納付状況調査同意書を市長に事前に提出し、審査を受けることとする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- (2) 住所を有する市町村の市町村民税を滞納している事業者
- (3) 墓地及び墓石もしくは葬祭関係事業者
- (4) 氏名、肖像等を本人に無断で使用したもの、又はその表現が模倣、盗作等と認められるもの
- (5) 射幸心・投機心を煽る広告
- (6) 意見広告、係争中の広告、謝罪広告、比較広告

- (7) たばこに係る広告
- (8) 懸賞、賞品広告、クーポン広告
- (9) 使用者の体験談、感謝の言葉等を掲載した広告
- (10) 春日部市に関連するもので下記の事項に該当するもの
 - ア. 春日部市を中傷するもの
 - イ. 春日部市の社会的な評価を低下させる恐れのあるもの
 - ウ. 春日部市が広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現があるもの
- (11) 春日部市が作成したものと誤認を与える恐れのある表現をしているもの
- (12) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの

6 募集期間

- ・令和8年2月26日(木)～令和8年3月19日(木)

7 応募資格

- ・住所を有する市町村の市町村民税(法人又は個人)を、納期到来分について完納していること
- ・応募時に、春日部市において入札参加の指名停止の処分を受けていないこと

8 提出書類

- (1) 広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒無償提供者申込書
- (2) 登記事項証明書(法人又は個人で商号を登記している場合)又は身分証明書(その他の個人の場合)
ただし、春日部市建設工事等入札参加資格者名簿又は春日部市物品売買等入札参加資格者名簿に登載されている者は除く
- (3) 住所を有する市町村の市町村民税(法人又は個人)にかかる納税証明書
- (4) 過去に実績がある場合、無償提供した実績一覧(様式任意)及び封筒の見本
※登記事項証明書(身分証明書)、納税証明書については、発行日から3カ月以内のもの

9 申込書等提出場所

- ・〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1
春日部市役所市民生活部市民課宛て簡易書留で郵送(当日消印有効)又は持参

10 質問書の受付期間及び提出場所

- ・令和8年2月27日(金)から令和8年3月6日(金)まで

- ・〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1
春日部市役所市民生活部市民課宛てに簡易書留で郵送（当日消印有効）
※質問書の受付は簡易書留による郵送のみとします

1.1 回答書の閲覧及び場所

- ・令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで
- ・春日部市公式ホームページ

1.2 無償提供者選定方法

- ・提出書類に基づき、市民生活部市民課にて審査し、一の無償提供者を選定する。なお、審査の結果、適当とする無償提供の申請者が複数いる場合は、抽選により無償提供候補者順位を決定する。

1.3 確認書の締結

- ・市が無償提供者から窓口用封筒の無償提供を受けるときは、窓口用封筒の作成及び無償提供について、市と無償提供者の間で確認書を取り交わすものとする。